看護師等修学資金貸付制度の手引き

成田市健康推進部地域医療政策課

_	9	
	4	

目次
I . 制度の概要・・・・・・・・・・3
1. 制度の目的
2. 貸付対象
3. 貸付金額等
4. 貸付期間
5. 交付方法
6. 修学資金の償還
7. 修学資金の償還免除
8.その他
т <i>(</i> \ / /
II. 貸付けの申請・・・・・・・・・・・1. 中誌に X票が書籍
1. 申請に必要な書類
2. 連帯保証人
3. 提出期限
4. 貸付けの決定
Ⅲ. 修学中の諸手続きについて・・・・・・・7
1. 提出書類
2. 提出期限
3. その他
3. C 47 lb
IV. 卒業時の諸手続きについて・・・・・・・8
1. 提出書類
2. 提出期限
3. その他
V. 医療機関に従事中の諸手続き・・・・・・・・9
1. 提出書類
2. 提出期限
3. その他
VI. 貸付けの取消しについて・・・・・・10
1. 取消対象
1. 以用对家 2. 提出書類
3. 提出時期

VII. 貸付けの停止について・・・・・・・・・11 1. 停止対象 2. 提出書類 3. 提出時期
WI. 修学資金の償還について・・・・・・・・12 1. 償還対象 2. 提出書類 3. 提出時期
IX. 修学資金の償還猶予について・・・・・・・131. 償還猶予対象及び期間2. 提出書類3. 提出時期
X. 修学資金の償還免除について・・・・・・141. 償還免除対象2. 提出書類3. 提出時期
XI. その他・・・・・・・・・・・・15 1. 返還 2. 提出先及び連絡先

I.制度の概要

1. 制度の目的

この制度は、看護学校等に在学する方で、将来成田市内の病院に看護師等として勤務しようとする方に対し、修学資金を貸し付けることにより、看護学校等での修学を容易にし、もって市内における看護師等の確保及び地域医療環境の充実に資することを目的としています。

【該当病院】(令和6年4月1日現在)

- (1)成田赤十字病院
- (2)成田病院
- (3)聖マリア記念病院
- (4)大栄病院
- (5)成田リハビリテーション病院
- (6)国際医療福祉大学成田病院

上記以外に今後市内に開設される病院も該当となります。

2. 貸付対象

看護学校等に在学する方で、看護学校等を卒業後、引き続き正規の修学期間 (貸付けを受けた方の看護学校等の修学年数)以上、成田市内の病院において看 護師等の業務に従事しようとする方とします。

3. 貸付金額等

貸付金額は、1万円を単位として月額5万円以内とします。

4. 貸付期間

正規の修学期間を限度として、申請があった日の属する月から看護学校等を卒業する日の属する月までとなります。

5. 交付方法

修学資金は、4月分から9月分までを4月に、10月分から3月分までを10月に交付するものとします。(貸付金振込に関する通知等は届きませんので、ご指定の口座をご確認ください。)

ただし、中途貸付けにおける修学資金の交付については、9月末日以前の申請により貸付けの決定をしたときは、当該年度分の貸付金額から6カ月分の修学資金に相当する額を控除した額を申請のあった月の翌月の末日までに交付するとともに、6カ月分の修学資金に相当する額を10月に交付するものとします。

また、10月1日以後の申請により貸付けの決定をしたときは、当該年度分の貸付金額を申請のあった月の翌月の末日までに交付するものとします。

6. 修学資金の償還

以下の場合は、修学資金の償還となります。

- (1)貸付けを取り消されたとき。(死亡、退学等)
- (2)看護学校等を卒業後、看護師等の免許が取得できなかったとき。
- (3)看護学校等を卒業後、看護師等の免許を取得し、成田市内の病院に看護師等として業務に従事したが、正規の修学期間未満で退職したとき。
- (4)看護師等の免許を取得した後、直ちに成田市内の病院に看護師等として業務に従事しなかったとき等。

7. 修学資金の償還免除

(1)全額免除

看護学校等を卒業後、成田市内の病院に看護師等として引き続き正規の修学期間以上業務に従事したとき等。

(2)一部免除

看護学校等を卒業後、成田市内の病院に看護師等として業務に従事したが、正規の修学期間未満で退職したとき等。

※ 雇用形態は常勤職員とし、<u>非常勤や臨時職員として勤務した場合は、免除の</u> 対象とならないので注意してください。(償還の対象となります。)

8. その他

他の看護師等に係る貸付金や奨学金制度を利用している場合でも、本市の貸付金を申請することができます。

Ⅱ.貸付けの申請

1. 申請に必要な書類

修学資金の貸付を受けようとするときは、**看護師等修学資金貸付申請書**(別記 第1号様式)に次の書類を添えて申請してください。

ただし、(2)及び(6)については、成田市に住所を有する方は、省略することができます。

- (1) 履歴書
- (2) 住民票の写し
- (3) 看護学校等の長の作成する推薦書(別記第2号様式)
- (4) 保証書(**別記第3号様式**)···連帯保証人2人分
- (5) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (6) 連帯保証人の住民票の写し
- ※ 住民票の写し及び印鑑登録証明書は発行日から3カ月以内のものを添付してください。

「補足説明」

- ① 記載する筆記具にフリクションボールペンを使用しないでください。
- ② 履歴書には必ず写真を貼ってください。
- ③ 申請者は、全ての提出書類について同一の印鑑を使用してください。
- ④ 提出書類に不備があった場合は、いったん書類をお返しすることがあります ので、履歴書に記載する連絡先には、必ず連絡の取れる電話番号(携帯電話 等)を記載してください。
- ⑤ 書類を訂正する際には、使用した印鑑での訂正印を押印してください。(<u>修</u> 正テープ等での訂正はできません。)
- ⑥ 看護学校等の長の作成する推薦書は、必ず申請者の在学する学校において 作成し、証明を受けてください。
- ⑦ 連帯保証人の就業状況等によっては、収入状況を確認するための書類(所得証明書等)を提出していただくことがあります。
- ⑧ 申請者、連帯保証人が外国籍の方の場合、在留期間、在留資格等を確認できる書類等(住民票等)も提出してください。
- ※ 短期在留の方、就労することが出来ない在留資格の方、母国等の海外に在住している方は、連帯保証人となることはできませんので、ご注意ください。

2. 連帯保証人

申請の際には、連帯保証人を2人立てていただきます。

- (1) 連帯保証人の要件等
 - ① 連帯保証人は成年で独立の生計を営み、債務を弁済する能力を有する者とし、修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、そのうち1人を親権者又は未成年後見人にしてください。
 - ② 同一世帯の父と母双方を連帯保証人とすることはできません。同一世帯の父と母を連帯保証人として立てたい場合には、どちらか一人を連帯保証人とし、もう一人は別の連帯保証人としてください。
 - ③ 学生、妻、夫を連帯保証人とすることはできません。
 - ④ 債務整理中の方を連帯保証人とすることはできません。
 - ⑤ 連帯保証人どうしが同住所別世帯の場合には、申請時に世帯主が記載された住民票を提出してください。
- (2)連帯保証人を変更したときは、速やかに連帯保証人変更届(**別記第4号様式**) に変更後の連帯保証人に係る次の書類を添えて、届け出してください。
 - ① 保証書(別記第3号様式)
 - ② 連帯保証人の印鑑登録証明書
 - ③ 連帯保証人の住民票の写し
- (3)連帯保証人の氏名又は住所を変更したときは、速やかに看護師等修学資金借受人等異動届(別記第8号様式)を提出してください。

3. 提出期限

貸付を希望する月の月末までに提出してください。

4. 貸付けの決定

修学資金の貸付けの可否を決定し、その結果を申請者に通知します。 なお、貸付けが決定されましたら、申請者は速やかに誓約書(別記第6号様 式) 及び看護師等修学資金貸付金交付請求書(別記第7号様式)を提出してください。 (看護師等修学資金貸付申請書に捺印した申請者印をご使用ください。)

Ⅲ. 修学中の諸手続きについて

1. 提出書類

- (1)看護師等修学資金現況届(**別記第9号様式**) 毎年4月1日現在の状況について届け出てください。 (その事実を証する書類を添付してもらう場合があります。)
- (2)看護師等修学資金貸付金交付請求書(別記第7号様式)2枚 (看護師等修学資金貸付申請書に捺印した申請者印をご使用ください。)

2. 提出期限

毎年4月10日までに提出してください。

3. その他

(1)次の事由が生じた場合は、速やかに看護師等修学資金借受人等異動届(**別記 第8号様式**)を提出してください。

(その事実を証する書類を添付してもらう場合があります。)

- ① 借受人の氏名又は住所を変更したとき
- ② 留年、休学、停学その他の事由により1月以上引き続いて欠席し、復学し、又は退学したとき
- ③ 修学資金の貸付けを受けることを辞退しようとするとき
- (2)修学資金の貸付けの取消しを受けたときは、速やかに看護師等修学資金借用 証書(別記第11号様式)及び看護師等修学資金償還届(別記第12号様式)を提 出してください。
- (3)修学資金の貸付けの取消しを受けた後も引き続き看護学校等に在学しているときは、償還猶予を受けることができますので、速やかに看護師等修学資金借用証書(別記第11号様式)及び看護師等修学資金償還猶予(減免)申請書(別記第13号様式)を提出してください。

IV. 卒業時の諸手続きについて

1. 提出書類

- (1)看護師等修学資金借受人等異動届(別記第8号様式)
- (2)看護師等修学資金現況届**(別記第9号様式)** 上記(1)(2)については、その事実を証する書類を添付してもらう場合があります。
- (3)看護師等修学資金借用証書(別記第11号様式)
- (4)看護師等修学資金償還猶予(減免)申請書(別記第13号様式)

2. 提出期限

5月31日までに提出してください。

3. その他

(1)市内の病院に勤務する方

看護学校等を卒業し、遅滞なく市内の病院において看護師等の業務に従事しているときは、その従事する期間、償還猶予の対象となります。詳しくは「IX. 修学資金の償還猶予について」を参照し、必要な手続きを行ってください。

(2)市内の病院以外に勤務する方

貸付けした修学資金を全額償還していただきますので、速やかに看護師等修学資金償還届(別記第12号様式)を提出してください。

(3)保健師または助産師の学校等に進学する方

看護学校等を卒業した後、引き続き保健師、助産師の学校等に修学しているときは、その修学する期間、償還猶予の対象となります。詳しくは「IX. 修学資金の償還猶予について」を参照し、必要な手続きを行ってください。

(4)看護師等の免許が取得できなかった方

看護学校等を卒業時に看護師等の免許が未取得で、次年度に当該免許を取得しようとするときは、その卒業した日の属する年度の末日の翌日から当該年度の次の年度の末日までの期間、償還猶予の対象となります。詳しくは「IX. 修学資金の償還猶予について」を参照し、必要な手続きを行ってください。

V. 医療機関に従事中の諸手続き

1. 提出書類

(1)看護師等修学資金現況届**(別記第9号様式)** 毎年4月1日現在の状況について届け出てください。 (その事実を証する書類を添付してもらう場合があります。)

2. 提出期限

4月30日までに提出してください。

3. その他

(1)次の事由が生じた場合は、速やかに看護師等修学資金借受人等異動届(**別記 第8号様式**)を提出してください。

(その事実を証する書類を添付してもらう場合があります。)

- ① 借受人の氏名又は住所を変更したとき
- ② 市内の病院において看護師等の業務に従事又は従事しなくなったとき
- ③ 市内の病院において看護師等の業務に従事している場合において、休職し、 又は復職したとき
- (2)成田市内の病院に看護師等として業務に従事したが、正規の修学期間未満で 退職したときは、貸付けした修学資金の一部を償還していただきますので、速 やかに看護師等修学資金償還届(別記第12号様式)及び看護師等修学資金償 還猶予(減免)申請書(別記第13号様式)を提出してください。

VI. 貸付けの取消しについて

1. 取消対象

修学資金の貸付期間中に、次の事由に該当する場合は、修学資金の貸付けをその事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを取消します。

- (1)死亡したとき
- (2)看護学校等を退学したとき
- (3)修学資金の貸付けを受けることを辞退しようとするとき
- (4)偽りその他不正の手段により貸付けの決定を受けたとき

2. 提出書類

- (1)死亡したとき
 - ①借受人死亡届(別記第10号様式)
 - ②死亡診断書その他当該借受人の死亡の事実を証明する書類
 - ③看護師等修学資金借用証書(別記第11号様式)
 - ④看護師等修学資金償還届(別記第12号様式)

(2)看護学校等を退学したとき

- ①看護師等修学資金借受人異動届(別記第8号様式)
- (その事実を証する書類を添付してもらう場合があります。)
- ②看護師等修学資金借用証書(別記第11号様式)
- ③看護師等修学資金償還届(別記第12号様式)
- (3)修学資金の貸付けを受けることを辞退しようとするとき
 - ①看護師等修学資金借受人異動届(別記第8号様式)
 - ②看護師等修学資金借用証書(別記第11号様式)
 - ③看護師等修学資金償還届(別記第12号様式)

3. 提出時期

Ⅶ. 貸付けの停止について

1. 停止対象

修学資金の貸付期間中に、次の事由に該当する場合は、修学資金の貸付けをその事由に相当する期間、修学資金の貸付けを停止します。

- (1)留年したとき
- (2)休学したとき
- (3)停学処分を受けたとき
- (4)その他の事由により1月以上引き続いて欠席したとき

2. 提出書類

- (1)看護師等修学資金借受人異動届(**別記第8号様式**) (その事実を証する書類を添付してもらう場合があります。)
- ※復学または停学処分が解かれた場合も、上記の書類を提出してください。

3. 提出時期

Ⅷ. 修学資金の償還について

1. 償還対象

次の事由に該当する場合は、修学資金を償還していただきます。

- (1)修学資金の貸付けを取り消されたとき
- (2)看護師等の免許が取得できなかったとき
- (3)看護師等の免許を取得し、成田市内の病院に看護師等として業務に従事したが、正規の修学期間未満で退職したとき
- (4)看護師等の免許を取得した後、直ちに成田市内の病院に看護師等として業務に従事しなかったとき

2. 提出書類

- (1)看護師等修学資金償還届(別記第12号様式)
- ※償還は修学資金の貸付期間に相当する期間内に、月賦又は半年賦の均等償還となります。ただし、繰り上げて償還することもできます。
- ※償還期限を経過してもなお償還されない場合には、条例に基づき延滞利息が生じます。

3. 提出時期

IX. 修学資金の償還猶予について

1. 償還猶予対象及び期間

次の事由に該当する場合は、償還猶予の対象になります。

- (1)貸付けの取消しを受けた後も引き続き看護学校等に在学しているとき。 (その在学する期間)
- (2)看護学校等を卒業した後、引き続き保健師、助産師の学校等に修学しているとき(その修学する期間)
- (3)看護学校等を卒業時に看護師等の免許が未取得で、次年度に当該免許を取得しようとするとき(その卒業した日の属する年度の末日の翌日から当該年度の次の年度の末日までの期間)
- (4)疾病その他やむを得ない理由により償還が困難になったとき(当該理由が継続する期間)
- (5)看護学校等を卒業し、遅滞なく市内の病院において看護師等の業務に従事しているとき(その従事する期間)

2. 提出書類

(1)看護師等修学資金償還猶予(減免)申請書(別記第13号様式) (その事実を証する書類を添付してもらう場合があります。)

3. 提出時期

X. 修学資金の償還免除について

1. 償還免除対象

次の事由に該当する場合は、修学資金の償還が免除となります。

(1)全額免除

- ①看護学校等を卒業後、成田市内の病院に看護師等として引き続き正規の修 学期間以上業務に従事したとき
- ②看護師等の業務従事期間中に業務上の事由により死亡又は業務に起因する 心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

(2)全額又は一部免除

- ①看護学校等を卒業後、成田市内の病院に看護師等として業務に従事したが、 正規の修学期間未満で退職したとき
- ②死亡又は疾病その他やむを得ない理由により、貸付金の償還ができなくなったとき

一部免除の場合の免除額は、下記の計算式により算出した金額です。 免除金額=貸付金額×業務に従事した月数(15日以上/月)÷修学期間

2. 提出書類

- (1)看護師等修学資金償還猶予(減免)申請書(別記第13号様式) (その事実を証する書類を添付してもらう場合があります。)
- (2)「看護師等の業務従事期間中に業務上の事由により死亡又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき」に当たる場合には以下の書類
 - ①労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知
 - ②医師の診断書(業務に起因し症状等が発症し、今後業務の継続が困難である旨が記載されていること)
 - ③申出書(業務継続が困難になった理由を記載すること)

3. 提出時期

XI. その他

1. 返還

偽りその他不正の手段により貸付けの決定を受けたときは、直ちに貸付けを受けた貸付金の全額を返還していただきます。

2. 提出先及び連絡先

〒286-0017 千葉県成田市赤坂1丁目3番地1 成田市保健福祉館内 成田市健康推進部地域医療政策課 TEL 0476-27-1119 FAX 0476-27-1114

メールアドレス <u>iryouseisaku@city.narita.chiba.jp</u>

この手引きは、成田市看護師等修学資金貸付条例及び、成田市看護師等修学資金貸付条例施行規則を補完するものとして定めたものです。 諸手続きを行う際は、上記条例及び規則も併せて確認をお願いいたします。